

令和7年度 高松市特定任期付職員募集要項

〈弁護士（特定任期付職員）〉

【受験申込期間：令和7年10月1日（水）～令和7年10月31日（金）】

特定任期付職員とは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見が特に必要とされる業務に一定期間従事するために、任期を定めて採用される職員のことです。

1 職種、採用予定人員、受験資格及び職務概要等

職 種	採用予定 人員（人）	受 験 資 格	職 務 概 要	任 用 期 間
弁護士	1 人程度	以下の条件を全て満たす人 1 弁護士名簿に登録をして いる人で、昭和41年4月 2日以後に生まれた人 2 令和7年10月31日ま でに、弁護士として2年以 上の実務経験を有する人	1 コンプライアンス推進に関する施策の立案・実施 2 訴訟関係、行政不服審査その他法的事案の整理・ 処理業務 3 施策の法的妥当性、法令適合性の検証・助言 4 紛争、不当要求行為等の予防及び解決に関する 業務 5 職員からの法令解釈等の法務相談 6 契約書のリーガルチェック など	令和8年4月 1日から 令和11年3月31日まで

※選考の結果、合格者なしとする場合もあります。

（注）1 日本国籍を有しない人（永住者又は特別永住者に限る。）も受験できます。最終合格決定後に、在留カードの写しなど、在留資格を証する書類の提出が必要です。また、「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は、住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為を行う業務（公権力の行使）及び公の意思の形成に参画する業務に携わることができません

2 地方公務員法第16条、弁護士法第7条のいずれかに該当する場合は、いかなる場合も受験できません。（参考条文抜粋）

〈地方公務員法第16条（地方公務員の欠格条項）〉

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 高松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

〈弁護士法第7条（弁護士の欠格事由）〉

次に掲げる者は、第4条、第5条及び前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- ② 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- ③ 懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であつて除名され、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、若しくは公務員であつて免職され、又は税理士であつた者であつて税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであつたことについて決定を受け、その処分を受けた日から3年を経過しない者
- ④ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

3 外国弁理士による法律事務の取扱いに関する特別措置法における「外国弁護士」及び「外国法事務弁護士」は、弁護士としての受験資格に該当しません。

4 「実務経験」とは、法律事務所等で6か月以上継続して就業していた期間を指します。また、実務経験が複数の法律事務所等にわたっている場合には通算することができます。ただし、重複している期間は、いずれか一方に限りします。

5 任用期間については、業務の都合により、採用日から5年を限度に本人の同意を得て延長する場合があります。

2 受験申込みの手続き

受験申込みはインターネットより行ってください。

※申込みは1回に限ります。

※持参及び郵送での申込みは、受け付けません。

【申込み方法】

(1) 高松市ホームページから受験申込みをしてください。

「くらしの情報」→「市の取組み」→「職員採用」→「職員採用」→「高松市職員採用情報」→「募集要項」に掲載しているURLから申込みをすることができます。

【高松市ホームページ：<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>】

(2) 受験申込み後に、メールにてサインアップの通知が届きます。

ログインIDとパスワードを入力して、高松市職員採用システムにログインしてください。

※この段階では、登録完了していませんのでご注意ください。

(3) 高松市職員採用システムログイン後、「エントリー」ボタンをクリックし、本登録を行ってください。

※顔写真の登録等が必要になります。

(4) 受験申込み完了後に、メールにて「本登録完了通知」が届きます。

(5) 受験申込みを人事課にて受付後、メールにて受験票発行完了の通知をします。(数日かかる場合があります。)

高松市職員採用システムのマイページから確認し、印刷してください。

(6) 11月5日(水)までに、受験票発行完了の通知が届かない場合は、高松市役所人事課まで必ずお問い合わせください。

※試験の成績開示を希望する場合のみ、高松市ホームページの募集要項のページから「職員採用試験成績通知請求書」をダウンロードし、受験申込みの際、添付してください。

3 受験申込期間

令和7年10月1日(水)～令和7年10月31日(金)

※10月31日(金)の申込み完了分まで有効です。(「本登録完了通知」が届いた時点で申込み完了とします。)

4 採用試験の方法、日時及び場所

《個別面接試験》 未定 場所：高松市役所 本庁舎

面接日時及び集合場所は申込状況により決定し、高松市職員採用システムより通知します。

《合格発表》 未定

高松市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者にメールにて通知をします
ので、高松市職員採用システムのマイページから確認してください。

5 採用試験成績の通知について

受験者本人が希望する場合には、試験成績を通知します。

(試験成績の通知内容)

①対象者：試験の不合格者

②通知内容：試験の総合得点、総合順位及び受験者数

③通知時期と方法：試験の合格発表日以後、高松市職員採用システムより通知します。

(請求方法)

※試験の成績開示を希望する場合は、本募集要項における「2 受験申込みの手続き」を参照して、受験申込時に「職員採用試験成績通知請求書」に必要事項を記載し、添付してください。

また、採用試験後に請求する場合は、必ず本人が直接人事課へ「職員採用試験成績通知請求書」と返信用封筒を持参してください。この場合、運転免許証等本人であることが確認できるものの提示が必要となります。

(請求期限) 試験の合格発表日の翌日から起算して1か月後まで

6 勤務条件

採用時の勤務条件は、以下のとおりです。

職 種	勤務日（原則）	勤務場所
事務（弁護士）	原則、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分	高松市役所

（弁護士業務の制限について）

地方公務員法の規定により、公務に専念することになりますが、弁護士登録を抹消する必要はありません。また、任用期間中は、営利企業等への従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、営利企業等に在職中の方は、採用時にはその企業を退職していただくことになります。

（給与について）

「高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」の規定により次の給料表が適用され、弁護士としての実務経験や職責等に応じて任命権者が号給を決定します。

このほか、期末・勤勉手当、通勤手当などの手当があります。

号 給	初任給
1	411,600
2	462,000
3	516,600
4	582,750

※地域手当含む

3号給（初任給516,600円）：弁護士登録かつ実務経験2年以上の場合

4号給（初任給582,750円）：弁護士登録かつ実務経験5年以上の場合

7 その他

- ・遅刻した場合は受験できません。
- ・試験場所に駐車場はありません。（近隣の有料駐車場等を利用してください。）
- ・受験のために要する旅費などの経費は、全て本人の負担とします。
- ・受験のために提出された書類は返却しません。
- ・天候その他災害により、試験を延期する場合は、試験当日の午前7時30分までに、高松市ホームページ（くらしの情報の新着情報）に掲載します。

8 採用試験の申込み・お問い合わせ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
高松市役所（3階） 総務局人事課 採用担当

TEL 087-839-2144
FAX 087-839-2190
MAIL jijin@city.takamatsu.lg.jp

9 業務内容等のお問い合わせ先

コンプライアンス推進課 主幹・弁護士 吉田

TEL 087-839-2155
MAIL comp@city.takamatsu.lg.jp

現役弁護士職員の声

業務内容は、市役所内の各課からの法律相談が50%、高松市が被告となる訴訟への対応25%、研修等15%、行政不服審査申立の対応10%といったところです。相談件数は、小さいことから大きなことまで月に50件ほどあり、非常に多いです。一般の弁護士と比べて、相談が多いが受任はないという感じです。

市民と直接対応する基礎自治体は、守備範囲が非常に広いので、今まで聞いたこともない法令の解釈を聞かれることが多く、実際に条文を引いて調べることが増え、弁護士としての基礎力が鍛えられます。また、職員の裏には市民がいるのですぐに回答する必要があり、瞬発力も鍛えられます。そのため、弁護士としてのキャリア形成に、必ず役立つ経験だと思います。

市役所は、信じられないほどホワイトな職場です。定時に帰っても何も言われませんし、休暇制度も充実しています。子育て等でワークライフバランスを重視する方には、とても良い職場だと思います。